

保育士を応援する貸付金 貸付の注意事項

申請後の手続き

1 貸付の決定

書類による審査を行い、貸付の採否結果を郵送にて通知します（なお、審査内容をお答えすることはできません。また、原則、申請書類は返却いたしません）。

2 貸付決定後の手続き

上記により貸付の決定を受けた方（以下「貸付決定者」という）は決定通知を受けた日から14日以内に、以下の書類を社会福祉法人大阪府社会福祉協議会大阪福祉人材支援センター担当窓口（以下「府社協」という）に提出してください。郵送の場合は、簡易書留・特定記録をご利用ください。

- ① 借用証書
※収入印紙200円（10万円以内）、400円（10万～40万円）貼り付け
- ② 本人及び連帯保証人の印鑑登録証明書（貸付決定日より3か月以内発行）
- ③ 貸付金の振込先となる銀行口座の通帳の写し
（金融機関コード、支店コード、口座番号、口座名義等が確認できるもの）
- ④ 返還猶予申請書（様式第9号）

2 貸付決定後の取扱い

貸付決定後、借用証書等の取り交わしが終了次第、貸付を行います。

（一括で送金）

送金前に、貸付契約の解除を申し出たときや、提出期限までに必要な書類を提出しない場合は、貸付を辞退したものとみなします。

貸付契約の解除

貸付を受けた方（以下「借受人」という。）が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その該当するに至った日をもって、貸付契約を解除します。

なお、貸付契約を解除した翌月から貸付金を返還していただきます。

- ① 借受人が保育所等を退職したとき。
- ② 借受人が心身の故障のため保育所等での勤務を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- ③ 借受人が死亡したとき。
- ④ 貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たとき。
- ⑤ 虚偽その他不正な方法により就職準備金の貸付けを受けたことが明らかになったとき。
- ⑥ 個人再生や自己破産など、債務整理を開始したとき。
- ⑦ その他資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

返還猶予～返還免除に関する手続き

※貸付後、下記の通り報告を行ってください。

〔1〕 就職して1年経過したとき（返還猶予1年目）

- ① 現況報告書
- ② 業務従事期間証明書(様式第16号)

〔2〕 就職して2年経過したとき（返還猶予2年目及び返還免除申請）

- ① 返還免除申請書（様式第7号）
- ② 現況報告書
- ③ 業務従事期間証明書(様式第16号)

- ◆ 現況報告書の提出については、該当する時期に府社協より、提出様式を送付しますので、必ず提出してください。提出がない場合、返還免除対象業務に従事していないものとみなし、借受人もしくは連帯保証人に返還を請求します。
- ◆ 返還猶予期間中に、離職や休職（療養や出産等）、転職した場合は、直ちに府社協に連絡し、必要書類を提出してください（様式は府社協から送付します）。

返還免除の場合

次の場合は、返還債務の全部が免除となります。

- ① 借受人が**大阪府内（堺市・大阪市を除く。以下「対象区域」という）において児童の保護等の業務（以下「返還免除対象業務」という）に2年間引き続き従事したとき。**
なお、災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により、返還免除対象業務に従事できなかった場合は、引き続き免除対象業務に従事しているものとみなす。ただし、従事期間には算入しない。
また、従事先の法人における人事異動等により、借受人の意思によらず、対象区域外に従事した期間については、従事期間に算入して差し支えないものとする。
- ② 返還免除対象業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

返還猶予の場合

次の場合は、その事由が継続している間、返還を猶予することができます。

- ① 借受人が対象区域内において、返還免除対象業務に従事しているとき。
- ② 災害、疾病、負傷、育児休業等その他やむを得ない事由があるとき。

返還の事由

次の場合は、その事由が生じた日の属する月の翌月から指定期間内に、貸付を受けた金額を返還しなければならない。

- ① 貸付契約が解除されたとき。
- ② 退職したとき。
- ③ 借受人が対象区域内において、返還免除対象業務に従事しなかったとき又は従事する意思がなくなったとき。
（ただし、借受人の意思によらず、従事先の法人における人事異動等によって、対象区域外に従事することとなった場合は、この限りではない）。
- ④ 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

返還の場合

返還の事由に該当する場合、次のとおり、返還しなければなりません。

なお、借受人が何らかの理由により返還できなくなった場合は、連帯保証人に、その債務を負担していただきます。

1 返還期日

（保育士就職準備金）

返還の期間は、6ヶ月以内です。

（保育料一部貸付／子どもの預かり支援事業利用料金一部貸付）

返還の期間は、1年以内です。

2 返還方法

一括もしくは分割（月賦）による。

（例）下記の要件で貸付を受けた方が返還する場合

就職準備金 400,000円を6ヶ月で分割した場合の返還例

⇒月々の返済額 約66,666円×6ヶ月分

3 返還手段

原則、借受人本人名義の預金口座から、当会契約の収納代行会社（りそな決済サービス株式会社）を通じて、自動振替します。

返還完了後は、「返還完了通知書」を送付します。

4 延滞利子

正当な理由なく、返還期日までに返還しなかったときは、返還期日の翌日から返還日までの日数に応じて、返還額について年3%の延滞利子を支払わなければなりません。